

協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則 (平30. 1.16)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員の外務員等（従業員等及び金融商品仲介業者の外務員等をいう。）の処分に係る手続の施行に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 従業員等

「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第2条第6号に規定する従業員及び従業員であった者並びに従業員規則第17条に規定する役員及び役員であった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

2 協会員の外務員

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第8条第1項の規定により登録を受けている外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

3 金融商品仲介業者

定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業者をいう。

4 金融商品仲介業者の外務員

「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第2条第6号に規定する外務員のうち、行政処分の原因となる事実における行為者をいう。

5 個人金融商品仲介業者

金融商品仲介業規則第3条の2に規定する個人金融商品仲介業者をいう。

6 金融商品仲介業者の外務員等

個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業規則第2条第6号に規定する外務員又はこれらであった者のうち、自主規制処分の原因となる事実における行為者をいう。

7 行政処分

本協会が行う金融商品取引法（以下「金商法」という。）第64条の5第1項の規定に基づく処分又は金商法第66条の25において準用する金商法第64条の5第1項の規定に基づく処分をいう。

7の2 登録取消処分

行政処分のうち、外務員の登録を取り消すことをいう。

7の3 職務停止処分

行政処分のうち、外務員の職務の停止を命ずることをいう。

8 提出協会員

従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書を提出した協会員又は金融商品仲介業規則第27条に規定する事故顛末報告書を提出した協会員をいう。

9 当事者

提出協会員及び不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等をいう。

10 当事者等

当事者及び自主規制処分が行われようとしている従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）をいう。

11 不都合行為者の取扱い

従業員規則第12条第1項に規定する不都合行為者として取り扱うことをいう。

12 外務員の職務禁止措置

外務員規則第6条第1項に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

13 営業責任者の配置禁止措置

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者等規則」という。）第17条第1項に規定する営業責任者の配置禁止措置をいう。

14 内部管理責任者の配置禁止措置

内部管理責任者等規則第18条第1項に規定する内部管理責任者の配置禁止措置をいう。

15 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

金融商品仲介業規則第29条第1項に規定する外務員の職務禁止措置をいう。

16 自主規制処分

第11号から前号までに掲げるものを決定することをいう。

17 所属協会員

金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等である協会員をいう。

第2章 行政処分

第1節 聽聞の通知等

第1款 協会員の外務員

（協会員の外務員に係る聴聞の通知等）

第3条 本協会は、協会員の外務員に係る行政処分をしようとするときは、当該外務員に係る外務員登録を受けている協会員に次に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

2 不利益処分の原因となる事実

3 聽聞の期日及び場所

4 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 当該外務員の聴聞に関する手続への参加に係る事項

2 前項に規定する通知を受けた協会員は、当該通知に係る協会員の外務員（当該協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。

3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る協会員の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。

4 前2項の規定は、第1項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第 2 款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の通知等)

- 第 4 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、行政手続法に定める聴聞を行う。
- 2 本協会は、前項の聴聞を行おうとするときは、所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第 1 項各号に掲げる事項を通知する。
- 3 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。
- 5 本協会は、第 2 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（第 3 項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 6 第 3 項及び前項の規定は、第 2 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第 2 節 処分通知等

第 1 款 協会員の外務員

(協会員の外務員に係る行政処分の通知等)

- 第 5 条 本協会は、協会員の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により当該外務員に係る外務員登録を受けている協会員に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた協会員は、当該通知に係る協会員の外務員（当該協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る協会員の外務員（前項に規定する外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

第 2 款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分の通知等)

- 第 6 条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属協会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。
- 2 前項の所属協会員は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、第30条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接通知を行う場合は適用しない。
- 4 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員（第 2 項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 5 第 2 項及び前項の規定は、第 1 項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

6 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知先の金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。

第7条 削除

第3章 自主規制処分

第1節 弁明の手続

第1款 協会員の従業員等

(協会員の従業員等に係る弁明の通知等)

第8条 本協会は、従業員等に係る自主規制処分をしようとするときは、当事者等について弁明の手続を行う。

2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、当事者に通知する。

3 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除き、当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。

4 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除き、前項の提出協会員に所属していない者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。

5 前3項の規定は、第2項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

6 従業員規則第11条第1項に規定する審査を同条第4項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、次の各号に掲げる従業員等の区分に応じ当該各号に掲げる協会員を提出協会員とみなす。

1 従業員等が事故が発生した際の協会員に所属している場合 当該従業員が所属している協会員

2 従業員等が事故が発生した際の協会員に所属していない場合 当該事故が発生した際に当該従業員等が所属していた協会員

3 従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等に限る。）が金商法第29条又は第33条の2の登録を取り消された協会員に所属していた場合 当該協会員

(弁明通知書)

第9条 前条の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明通知書」という。）により行う。

1 自主規制処分を行おうとする従業員等の氏名

2 予定される自主規制処分の内容及び根拠となる規則の条項

3 予定される自主規制処分の原因となる事実

4 弁明の手続に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の弁明通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

1 当事者等は、次条第1項の弁明書を、前条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた日から14日以内に、本協会に提出しなければならないこと。

2 当事者等は、弁明の期日の開催を求めることができること及び弁明の期日の開催を求める場合は、前号の弁明書の提出に際し、その旨を記載した書面を提出しなければならないこと。

3 当事者等は、弁明の手続が終結する時までの間、当該弁明の手続に係る事案に関する従業員規則第10条

第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求めることができる。

- 3 自主規制処分が行われようとしている従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）の所在が判明しない場合においては、従業員等に係る提出協会員が弁明通知書の通知を受けた日から14日を経過したときに、前条第3項又は第4項に基づく通知又は伝達が当該従業員等にされたものとみなす。

（弁明書等の提出）

第10条 第8条第2項から第4項までの規定に基づく通知又は伝達を受けた当事者等は、当該通知又は伝達を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「弁明書」という。）を本協会に提出しなければならない。

- 1 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する認否
 - 2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事項に対する主張
- 2 前条の通知が従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等に限る。）に到達しなかつた場合において、当該従業員等が、自らが不都合行為者の取扱いが予定されていることを知ったときは、当該通知と同一内容の通知が提出協会員に到達した日から30日（提出協会員に到達していないときは、本協会が発送した日から60日）以内に、本協会に弁明書を提出することができる。
- 3 当事者等は、前2項の弁明書の提出に際し、弁明の期日の開催を書面により求めることができる。

（弁明の期日）

第11条 本協会は、前条第3項の規定により当事者等のいずれかから弁明の期日の開催を求められた場合、弁明の期日を決定し、弁明の期日及び場所を記載した書面を当事者等に送付する。

- 2 当事者等は、弁明の期日が開催される場合には、弁明の期日に出席しなければならない。また、提出協会員にあっては、次条に基づき代理人を選任するか否かにかかわらず、会員代表者、特別会員代表者若しくは特定業務会員代表者又はこれらに代わる者として内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者（内部管理責任者等規則に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。）が出席しなければならない。

（代 理 人）

第12条 当事者等は、弁明の手続において代理人を選任することができる。

- 2 前項の代理人は、当該代理人を選任した当事者等のために、弁明の手続に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者等は、書面でその旨を本協会に届け出なければならない。

（鑑 定 人）

第13条 主宰者（第15条第1項に基づき指名された者をいう。以下同じ。）は、当事者等の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者等（以下「鑑定人」という。）に鑑定を依頼することができる。

（文書等の閲覧）

第14条 当事者等は、弁明の手続が終結する時までの間、本協会に対し、当該弁明の手続に係る事案に関する従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等の閲覧を求める能够である。この場合において、本協会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができる。

きない。

- 2 前項の規定は、当事者等が弁明の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧をさらに求めることを妨げない。
- 3 本協会は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(弁明の手続の主宰)

第 15 条 弁明の手続は、本協会が指名する本協会の役職員が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、弁明の手続を主宰することができない。
 - 1 当該弁明の手続における当事者等
 - 2 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 3 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人
 - 4 前2号に規定する者であったことのある者
 - 5 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(弁明の期日における審理の方式)

第 16 条 主宰者は、最初の弁明の期日の冒頭において、本協会の職員に、自主規制処分の内容及び根拠となる規則の条項並びにその原因となる事実を弁明の期日に出席した者に対し説明させるものとする。

- 2 当事者等は、弁明の期日に出席して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本協会の職員（主宰者が鑑定人に弁明の期日への出席を求める場合は、当該鑑定人を含む。）に対し質問を発することができる。
- 3 当事者等は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに弁明の期日に出席することができる。
- 4 主宰者は、弁明の期日において必要があると認めるときは、当事者等に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は本協会の職員に対し説明を求めることができる。
- 5 主宰者は、弁明の期日に出席した者に対し、弁明書及び証拠書類等を示すことができる。
- 6 主宰者は、当事者等のいずれかが出席しないときは、弁明の期日における審理を行うことができない。ただし、主宰者が、提出協会員が出席できない特段の事情があると認めたときはこの限りでない。
- 7 弁明の期日における審理は、本協会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(続行期日の指定)

第 17 条 主宰者は、弁明の期日における審理の結果、なお弁明の期日を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、当事者等に対し、あらかじめ、次回の弁明の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、弁明の期日に出席した当事者等に対しては、当該弁明の期日においてこれを告知すれば足りる。

(当事者等の欠席等の場合における弁明の手続の終結)

第 18 条 主宰者は、当事者等のいずれかが、正当な理由なく第10条に定める期限までに弁明書を提出しない場合又は弁明の期日に出席しない場合には、当該者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、弁明の手続を終結することができる。

(弁明の調書及び報告書)

第 19 条 主宰者は、弁明の手続の経過を記載した調書を作成し、当該調書において自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等及び鑑定人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 前項の調書は、弁明の期日が開催された場合は期日ごとに、速やかに作成しなければならぬ。
- 3 主宰者は、弁明の手続の終結後速やかに、自主規制処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由

があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに本協会に報告しなければならない。

4 当事者等は、第1項の調書の閲覧を求めることができる。

(弁明の手続の再開)

第20条 本協会は、弁明の手続の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して弁明の手続の再開を命ずることができる。なお、第17条第2項本文の規定は、この場合について準用する。

第2款 金融商品仲介業者の外務員等

(金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の通知等)

第21条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置をしようとするときは、金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員について弁明の手続を行う。

2 本協会は、前項に規定する弁明の手続を行う場合は、金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員に通知する。

3 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に速やかに伝達するように指導しなければならない。

4 本協会は、第2項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。

5 前2項の規定は、金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

6 金融商品仲介業規則第28条第1項に規定する審査を同条第4項に規定する認定資料により行った場合の弁明の手続においては、当該弁明の手続に係る個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者が所属する協会員（当該金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の原因となる事故が発生した際に所属していた協会員に限る。）を提出協会員とみなす。

(金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手続への準用)

第22条 第9条から第20条まで（第10条第2項を除く。）の規定は、金融商品仲介業者の外務員等に係る弁明の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「従業員等」とあり、及び「従業員等（不都合行為者として取り扱われようとしている従業員等を除く。）」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等」と、「自主規制処分」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「当事者等」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員等及び金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員」と、「従業員規則第10条第1項に規定する事故顛末報告書又は同規則第11条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」とあるのは「金融商品仲介業規則第27条に規定する事故顛末報告書又は同規則第28条第4項に規定する認定資料及びその添付書類並びに同条第2項に規定する証拠書類等」と、第10条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

第2節 処分通知等

第 1 款 不都合行為者の取扱い

(不都合行為者の取扱いの通知)

第 23 条 本協会は、従業員等を不都合行為者として取り扱うことを決定した場合又は取り扱わないことを決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該従業員等及び提出協会員に通知する。この場合において、当該従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

2 前項の規定のうち従業員等に対する通知については、当該従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

(不都合行為者決定通知書)

第 24 条 前条第 1 項の通知は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「不都合行為者決定通知書」という。）により行う。

- 1 不都合行為者の取扱いを決定した従業員等の氏名
- 2 不都合行為者の取扱いの決定の内容及び根拠となる規則の条項
- 3 不都合行為者の取扱いの決定の年月日
- 4 不都合行為者の取扱いの決定の原因となる事実

2 前項の不都合行為者決定通知書においては、次に掲げる事項を教示する。

- 1 当事者は、不都合行為者の取扱いの決定の内容について、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、本協会に不服の申立てができること。
- 2 当事者は、前号の不服の申立てを行う場合には、「協会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」に規定する不服申立書を提出することにより行わなければならないこと。
- 3 第 1 号の不服の申立ては、不都合行為者の取扱いの決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない（ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）こと。
- 4 前 2 項にかかわらず、前条第 1 項の不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合の通知は、その旨を記載した書面により行う。

第 2 款 外務員の職務禁止措置

(外務員の職務禁止措置の通知等)

第 25 条 本協会は、外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る従業員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

- 2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る従業員等（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
- 3 本協会は、第 1 項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る従業員等（前項に規定する従業員等を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前 2 項の規定は、第 1 項の通知に係る従業員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

5 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「協会員の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と読み替えるものとする。

第3款 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

(金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等)

第26条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出協会員に通知する。金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合において、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。

2 前項の提出協会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を伝達するとともに、金融商品仲介業者から、当該外務員等（当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。）に対して、前項の通知の内容を速やかに伝達するように指導しなければならない。

3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員等（当該金融商品仲介業者に所属していない者及び個人金融商品仲介業者であった者に限る。）に対しても、同様の通知を行う。

4 前2項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員等の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、当該通知に係る外務員等が所属する金融商品仲介業者の全ての所属協会員に周知する。

6 第21条第6項の規定は、前各項の場合について準用する。

7 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

第4款 営業責任者等の配置禁止措置

(営業責任者の配置禁止措置の決定の通知等)

第27条 本協会は、営業責任者の配置禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。

2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る営業責任者（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。

3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る営業責任者（前項に規定する営業責任者を除く。）に対しても、同様の通知を行う。

4 前2項の規定は、第1項の通知に係る営業責任者の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由

がある場合は適用しない。

- 5 本協会は、第1項の規定による措置を行うことを決定した場合において、当該決定に係る営業責任者が退職その他の理由により他の協会員に所属しているとき、又は他の協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の協会員に対しても、同様の通知を行う。
- 6 第24条の規定は、第1項の通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「営業責任者の配置禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と読み替えるものとする。

(内部管理責任者の配置禁止措置の決定の通知等)

- 第 28 条 本協会は、内部管理責任者の配置禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を提出協会員に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた提出協会員は、当該通知に係る内部管理責任者（当該提出協会員に所属している者に限る。）に対して、当該通知の内容を速やかに伝達しなければならない。
 - 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る内部管理責任者（前項に規定する内部管理責任者を除く。）に対しても、同様の通知を行う。
 - 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る内部管理責任者の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。
 - 5 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。
 - 6 第24条の規定は、内部管理責任者の配置禁止措置通知について準用する。この場合において、「不都合行為者決定通知書」とあるのは「内部管理責任者の配置禁止措置通知書」と、「不都合行為者の取扱い」とあるのは「内部管理責任者の配置禁止措置」と、「不都合行為者として取り扱わないことを決定した場合」とあるのは「内部管理責任者の配置禁止措置を行わないことを決定した場合」と、第24条第1項中「前条第1項」とあり、及び第24条第3項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と読み替えるものとする。

第 4 章 公表

(外務員等についての処分内容の公表)

- 第 29 条 本協会は、第5条第1項、第6条第1項又は第23条第1項の通知を行ったときは、その内容について、次の各号の定めるところにより、これを公表する。

- 1 公表対象
 - イ 証券取引等監視委員会が、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、勧告（外務員に係るものに限る。）を行ったもの（口に定めるものを除く。）
 - ロ 登録取消処分を行ったもの
 - ハ 不都合行為者の取扱いを決定したもの
- 2 公表内容
公表対象となる行為があつた協会員又は金融商品仲介業者の名称（別に定める場合を除く。）、当該行為の概要、行政処分又は不都合行為者の取扱いの決定を行つた年月日、行政処分又は不都合行為者の取扱いの内容、その他必要と認める事項

3 公表期間

- イ 第1号イに定めるもののうち、1月を超える期間の職務停止処分 その処分を行った日から1年間
- ロ 第1号イに定めるもののうち、1月以内の期間の職務停止処分 その処分を行った日から6か月間
- ハ 第1号ロ又はハに定めるもの その処分を行った日から5年間

2 前項の定めのほか、外務員等についての処分内容の公表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。

第5章 雜 則

(電子情報処理組織による通知等)

第30条 この規則において本協会(弁明の主宰者を含む。)又は当事者等が書面により行うことが規定されているもの並びに行政処分における聴聞又は処分に関する届出、申請その他の法令の規定に基づき本協会(聴聞の主宰者を含む。)に対して行われる通知及び法令の規定に基づき本協会(聴聞の主宰者を含む。)が行う通知のうち書面により行うことが規定されているもの(以下この条において「通知等」という。)については、当該規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に基づき本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織(本協会の使用に係る電子計算機と本協会との間で通知等を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等については、書面により行われたものとみなして、この規則又は当該通知等に関する本協会の自主規制規則の規定を適用する。
- 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(費 用)

第31条 第3章第1節に規定する弁明の手続の費用は、次の各号に掲げるものを除くほか、当事者等の負担とする。

- 1 弁明の期日に係る会場の費用
- 2 弁明の手続において主宰者が職権で依頼した鑑定に係る費用
- 3 本協会が文書の通知に要した費用

付 則(平30. 1.16)

この規則は、平成30年4月1日から施行し、同日以後行われる協会員の外務員等の処分に係る手続から適用する。

付 則(令5.9.7)

この改正は、令和5年9月7日から施行し、第7条を削除する改正及び第29条は、同日以後に行った第5条第1項、第6条第1項又は第23条第1項の通知から適用する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条を改正。

- (2) 第2章第2節第3款の見出しを削る。
- (3) 第7条を削除。
- (4) 第29条を新設し、同条の前に第4章の章名を付す。
- (5) 旧第4章を第5章に繰り下げる。
- (6) 旧第29条を第30条に繰り下げる。

付 則（令 7. 11. 5）

この改正は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条第1項を改正、第2項を新設、旧第2項を第3項に繰り下げる、第4項を新設、旧第3項及び旧第4項を2項ずつ繰り下げる、改正。
- (2) 第6条第3項を新設、旧第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げる、旧第3項及び旧第4項を改正。
- (3) 第26条第1項、第2項及び第5項を改正。
- (4) 第30条を新設。
- (5) 旧第30条を第31条に繰り下げる。